

令和 8 年 10 月 5 日

令和 8 年度系統農業災害資金 台風 24 号および前線による大雨・台風 25 号および前線による大雨 のご案内

当 JA では令和 8 年 9 月に発生した「台風 24 号」・「台風 25 号」および前線による大雨に伴う農作物等への被害を受けた組合員の皆様に対し、農業経営の安定を図っていただくために、災害資金を創設いたしましたので、ご案内いたします。

資金名	令和 8 年度系統農業災害資金 (台風 24 号および前線による大雨)	令和 8 年度系統農業災害資金 (台風 25 号および前線による大雨)
対象とする 災害	R8.9 に発生した台風 24 号および前線による大雨に伴う農作物等への被害	R8.9 に発生した台風 25 号および前線による大雨に伴う農作物等への被害
ご利用 いただける方	災害被害農家（正組合員）の方 ※最終返済時年齢が 80 歳以下の方となります。最終返済時の年齢が 80 歳を超える場合には後継者の方に連帯債務者となっていただく必要がございます。	
資金使途	農業再生産の確保および農業経営安定に資するためのいっさいの資金	
ご融資金額	500 万円以内 ※被害調書で算出した金額を上限とします。	500 万円以内 ※被害調書で算出した金額を上限とします。
ご融資期間	5 年以内（うち据置 1 年以内）	
ご返済方法	元金均等返済とし、毎月・年 1 回・年 2 回返済のいずれかを選択いただけます。 なお、当 JA の貯金口座から自動引落となります。	
貸付利率	年 0.5%	
担保・保証	○担保は、不要です。 ○保証は、茨城県農業信用基金協会の債務保証をご利用いただきます。 <u>※当 JA が保証料助成いたしますので、借入者のご負担はありません。</u>	
申込期間	令和 8 年 10 月 5 日から令和 8 年 12 月 30 日まで	
申込時に 必要なもの	○被害を証明する書類 ※被災した写真撮影のご協力をお願いいたします。 ○運転免許証および健康保険証 ○所得を確認できる書類（確定申告書一式 3 期分※税務署が受け付けたことがわかるものをお願いします。） ○印鑑 ○その他 JA が必要とする書類	
その他	詳しくは、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。 <u>相談・申込はご予約が必要となりますので、あらかじめご了承ください。</u> なお、ご融資に関し JA 所定の審査がございます。審査の結果ご希望に添えない場合があります。	



JA なめがたしおさい



お 問 合 せ 先

本店 融資課（ローンセンター）：0299-93-5510

中谷里 智紀 090-9365-8247（鹿嶋市・神栖市） 藤ヶ崎 淳 070-4423-9737（潮来市・行方市）

大野支店：0299-69-0079 神栖支店：0299-92-3881 麻生支店：0299-72-0068 北浦支店：0291-35-2211

鹿嶋支店：0299-83-2181 波崎支店：0479-48-0005 潮来支店：0299-63-1234 玉造支店：0299-55-0010